

# 令和7年度 文化教育常任委員会行政視察報告書

## 1 参加委員

(委員長) 木山耕治 (副委員長) 金子 遥 (委員) 山口順平 (委員) 吉川ひかり (委員) 山崎広子  
(委員) 長谷川由美

## 2 観察日時

令和7年10月21日 (火曜日) 午前11時00分から午後10時10分

## 3 観察先

大阪府泉佐野市

## 4 観察事項

- (1) こども基本条例制定に至るまでの経緯について
- (2) こども基本条例の概要について
- (3) 今後の展開・検討施策等について

	(担当 山口 順平)
観察先選定理由	国の動向「こども基本法」の施行、「こども家庭庁」の設置など「こどもまんなか社会」への気運が高まり、各自治体においてこども政策の取組の充実・強化が必要となっている。 そのような背景を踏まえ、子どもの権利や子育てを推進するための施策を盛り込んだ包括的な条例制定を進めている自治体も多い中、泉佐野市は令和6年1月に条例施行を進めており、どのような背景から条例制定に至ったか経緯を伺うため観察先として選定した。
内 容	(1) こども基本条例制定に至るまでの経緯について 泉佐野市の子ども・子育て支援関連施策の推進計画である「こども未来総合計画」の目標である「子どもの権利が最大限尊重され、地域の支え合いのなかで豊かに成長できる、子育てのまち いづみさの」の実現に向け条例の制定が必要と考えた。

## ◇泉佐野市こども基本条例制定までの経過

令和5年6月

施政方針にて『(仮称) 泉佐野市こども基本条例』(以下条例) を提言【市長提案】

令和5年7月

こども条例庁内検討委員会(以下検討委員会)の設置

令和5年8月

検討委員会において条例(案)の検討・アンケート(案)の検討

定例教育委員会において条例(案)の検討・アンケート(案)の検討・実施依頼

令和5年9月

子ども、子育て会議において条例(案)についての検討及び意見聴取

市内小中学生(小6・中3)及び施設へのアンケート実施

市内の高校に在する高校生(高2)及び高校へのアンケート実施

令和5年10月

検討委員会において中間報告(条例(案)アンケートの結果報告等)

条例(案)に関するパブリックコメントの実施(市民等への意見収集)

検討委員会において最終報告(条例(案)パブリックコメントの結果)

令和5年12月

市議会定例会において議案を上程、市議会定例会にて議案が可決

令和6年1月

条例施行(令和6年1月1日)

条例制定までの経緯

全国でこども条例制定に至っている自治体は様々あり、議員による発案から条例に結び付いている事例もあるが、泉佐野市の場合は市長提案のもと検討が開始されたことになった。

また、スケジュールもかなりタイトなものとなっているが、教育委員会の協力を得ながら条例(案)の検討・アンケートの検討・実施依頼を行い、市内の中学生(小6、中3)及び施設へのアンケートを実施するなどの工夫をされている。

## (2) こども基本条例の概要について

### ◇泉佐野市こども基本条例の概要

前文

第1章 総則(第1条~第3条)

目的

「子どもの権利が最大限尊重され、地域の支え合いのなかで豊かに成長できる、子育てのまち いすみさとの実現」

定義

こども、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設、事業者、こども施策  
※子どもの範囲は原則18歳未満とする。

基本理念

①子どもの人権の尊重

こどもは、日本国憲法や児童の権利に関する条約等により保障されています。こどもが一人の権利を持った人間であることを認識し、心身の健やかな成長が妨げられないよう人権を尊重します。

②こどもが育つ環境の整備

こどもは、成長段階に応じた学びや遊びを通じて、人間関係を築き、地域社会の一員であることを自覚します。こどもの意見が地域社会に反映され、主体的に社会に参加できる環境の整備を行います。

③子どもの意見の尊重及び次代の社会を担うことができる人材の育成

こどもは、自分だけでなく他者も同じ大切に考えることで豊かな人間性が育まれます。また、他者の人権を尊重することにより、自立し、豊かな社会性が育まれます。

④支援の相互連携

こどもの養育及び発達の第一義的責任は保護者にあります。効果的な支援を実施するために、関係機関が特性を活かし、連携し、成長段階に応じた切れ目のない支援を継続する必要があります。

基本理念の4本柱

泉佐野市こども基本条例概要



- ・第1章1条～3条までは条例目的、用語の定義、基本理念の4本柱について説明
- ・第2章4条～8条責務及び役割として、子どもへの支援については、地域社会全体の連携が必要であることから、子どもを取り巻く大人たちを市／保護者／地域住民／育ち学ぶ施設／事業者の5つに分類し、条例の目的を達成するためそれぞれの基本理念に基づき、それぞれが負うべき責任の役割を定めている。

施策の実施については、子どもの育成のための支援／子どもの状況に応じた適切な支援／子育て家庭への支援の3つに分類をしてそれぞれを詳細に定めている。

- ・第4章では施策の推進として、子ども自身が支援施策を理解し、自らの意見を形成できるようにするために、子どもたちにわかりやすく情報を伝え、子どもたちが自分の考えや意見を表明するなど社会に積極的に参加できる機会を確保するとともに、地域社会が子どもたちの意見を尊重し、子どもの主体的な社会活動を支援する内容となっている。

### （3）今後の展開・検討施策等について

- ・子どもの支援については地域社会全体の連携が必要であることから、子どもを取り巻く大人たち（市・保護者・地域住民・育ち学ぶ施設・事業者）が本条例の達成に向け、地域社会が連携して行っていくために、子どもを取り巻く大人たちが関心を寄せ、理解を深めることが重要であるため、積極的に広報や啓発活動を行っていく。

#### ○広報活動

- ・令和7年2月2日 こども基本条例制定記念イベント（参加者470名）
  - オープニングとして「学ぼう！子どもの権利！」学習会を実施
  - キッズコンサートやNHK教育テレビのわくわくさんの登場など
- ・令和7年5月31日 第4回いづみさのこども未来応援フェスタ（参加者6500名）

	<p>啓発コーナー、リーフレットの配布などを実施 地域の子育て支援者や関係機関と連携、親子の交流や地域交流の促進 企業（資生堂・ANA等）との連携によるワークショップも実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報及びホームページによる啓発活動</li> </ul> <p>○今後の検討施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みらい泉佐野こども議会（7月末開催） 市内の小・中学生を対象に泉佐野市のまちづくりや生活、学校のことなど、疑問や提案を実際の「議場」で提案する場を設け、施政に反映する取組 ※これまでの政策反映</li> <li>・令和5年7月に実施したこども議会において「ボール遊びができる遊び場がほしい」という声を受けて令和6年6月補正予算で「ボールパークの基本計画策定予算 1200万円を計上」全13校区で整備を進めている。</li> <li>・ふるさと納税返礼品への反映 第三小学校の5年生が、令和5年12月に市長及び市の関係者へ提案。市は提案を受け、事業化に向け事業者と協議を重ね、令和6年6月に返礼品として採用</li> </ul> <p>○今後の政策反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内小中学校へのタブレットを活用した定期的なアンケート調査や子ども・若者を対象にした座談会・ワークショップの実施などを検討している。</li> </ul>
--	---

## 5 考察

- (1) 本誌との比較
- (2) 本市におけるこども条例制定の可能性
- (3) 今後の検討内容

考 察	<p>(1) 本市との比較</p> <p>茅ヶ崎市では、こども基本条例自体は制定していないものの、「こどまちプロジェクト 2025-2029」を国の「こども大綱」及び神奈川県の「都道府県こども計画」と整合を図り、市町村こども計画として位置づけ、総合的なこども施策を推進している。同プロジェクトは「すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるまち」を目指す姿とし、地域・こども・妊婦／母子・子育て当事者の各領域に目標と施策を整理している。また、行政組織、民生委員、市民団体、地域住民など、多様な主体との連携や市民への積極的な情報提供も明記されている。これらは、泉佐野市のこども基本条例に示される理念・推進体制と多くの共通点があり、理念の幅広さ、対象領域の網羅性、関係機関との連携の方向性という観点では、</p>
-----	---

	<p>本市のプロジェクトは条例と同等の内容を包含していると考えられる。</p> <p>(2) 本市におけるこども条例制定の可能性</p> <p>現時点では茅ヶ崎市は、こどまちプロジェクト 2025-2029 によって必要施策を網羅的に計画化しており、条例制定の予定はない。しかし、泉佐野市の事例からは、条例化により次のような効果が生まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大人（市・保護者・地域・学校・事業者）が共通の理念を持つ基盤の形成</li> <li>・広報・啓発の強化による市民理解の促進</li> <li>・こども議会・アンケート等による子どもの意見反映が制度化し、実際の政策に結びついている（例：ボールパーク整備、返礼品の企画化 等）</li> </ul> <p>このように、条例は行政内部の計画を補完しつつ、市民参加の促進、市全体の機運醸成、子どもの意見反映の体系化といった側面で強い効果を持つ。</p> <p>したがって、本市においても、「こどもまんなか社会」の推進や子どもの権利尊重の更なる深化を図る上で、条例制定を将来的な選択肢として持ち続けることが重要であり、現段階で排除すべきではないと考える。</p> <p>また、条例化によって何が変わり得るか、こどまちプロジェクト 2025-2029 との役割分担を含め、効果と課題を十分に分析することが求められる。</p> <p>(3) 今後の検討内容</p> <p>今後の委員会としては、本市のこども施策をより発展させるため、以下の観点について継続して調査・検討を進める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他市のこども基本条例の比較分析 (理念構造、権利規定、施策体系、子どもの意見反映、財政措置など)</li> <li>・条例化が機運醸成・関係者間連携にもたらす効果の検証</li> <li>・こどまちプロジェクトでは補いきれない可能性のある領域の洗い出し (特に子どもの主体的参加、広報・啓発、地域巻き込み)</li> <li>・泉佐野市を含む条例制定自治体の成果・課題の継続調査 (こども議会、イベント、地域企業との連携 等)</li> <li>・本市における条例制定のメリット・デメリットの整理と市民意見の収集</li> </ul> <p>これらを踏まえ、こども施策の方向性について検討を深め、本市に最適な枠組みの在り方を本委員会でも探求していくべきと考える。</p>
--	---

## 6 参考資料

- (1) ~「泉佐野市こども基本条例」について~こども基本条例視察対応資料
- (2) 泉佐野市市勢要覧（令和 6 年 4 月発行）
- (3) 泉佐野市こども基本条例

- (4) こども基本条例リーフレット（小学生版、中学生版）
- (5) こども基本条例広報ポスター
- (6) こどもに意見を聞くアンケート調査の実施
- (7) こどもに意見を聞くアンケート調査結果報告書